

事務事業シート(実施計画事前基礎シート)

(H.21)No.	(H.22)No.	6023
-----------	-----------	------

事務事業名	公平委員会費		
担当部局名	担当室名	室長名	連絡先
公平委員会事務局	公平委員会事務局	中森比呂之	63-7838
新・継	事業期間	根拠法令等	
	平成 年度 ~ 平成 年度		

事業区分 (複数選択可)	ソフト施策事業
	扶助費
	補助金交付金
	投資事業
	施設等維持管理
	内部管理事務
	特別及び企業会計、組合

1. 事務事業の位置付け

総合計画	政策	5	新しい時代を拓く自立と協働による地域経営
	基本政策	3	持続可能な市政運営
	施策	2	効果・効率的な市政
	小施策	1	人事・定員管理の適正化
重点施策コード			

2. 予算区分

会計区分	事業コード	027001
一般会計	(中事業名)	
款 総務費	公平委員会費	
項 総務管理費	(小事業名)	
目 公平委員会費	公平委員会費	

3. 事務事業の概要

事業概要
職員にかかる不利益処分に対する不服申立て及び勤務条件に関する措置要求に対して採決・判定を行う。

めざす効果(事業目的)
第三者機関による公平審査により人事行政の公正さを確保できる。

4. 総合計画の目標達成に向けた主な事業の実績・計画

	平成21年度 (実績・決算見込)	平成22年度 (計画・6月補正後予算)	現在の実施手法(複数選択可)		
	[事業内容(事業量)・事業費]	[事業内容(事業量)・事業費]	市が直接実施	業務委託(全部・一部)により実施	指定管理
主な事業の実績・計画	公平委員会業務内部管理事務 (不利益処分に関する不服申立審理、措置要求に関する審理等)	公平委員会業務内部管理事務 (不利益処分に関する不服申立審理、措置要求に関する審理等)	補助金・交付金	その他 (独立した行政機関として実施)	
事業費 (千円)	376	329	平成23年度 (計画)	平成24年度 (計画)	平成25年度 (計画)
			公平委員会業務内部管理事務 (不利益処分に関する不服申立審理、措置要求に関する審理等)	公平委員会業務内部管理事務 (不利益処分に関する不服申立審理、措置要求に関する審理等)	公平委員会業務内部管理事務 (不利益処分に関する不服申立審理、措置要求に関する審理等)
の財源内訳			350	350	350
国庫支出金					
県支出金					
地方債					
その他()					
一般財源	376	329	350	350	350
人工数					
職員(人)	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
臨時職員等(人)					
人件費 (千円)	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300
総費用 + (千円)	7,676	7,629	7,650	7,650	7,650

人件費 は、人工数に便宜上、1人当たり年間平均人件費(市一般会計全体、共済費を含む額)を乗じた数値を記載しています。
 平成21年度の()内の数値は、20年度からの繰越事業費で、外数で記載しています。
 特別会計、企業会計及び組合会計の、財源内訳の一般財源欄は、一般会計繰入金または市分担金を記載しています。
 平成23年度以降の計画(内容及び事業費)については、予定であり確定したものではありません。

5. 主な事業指標と成果

事業指標名		単位	H.20 (現状値)	H.21	H.22	H.23	H.24
成果指標	目標	%	-	-	-	-	41.0
	実績		39.2	42.3			
	目標						
	実績						
考察及び今後の対応方針	引き続きよりよい成果を得られるよう努める。						

6. 事業を取り巻く環境

事業環境の今後の変化 (対象者やニーズ、法令・制度の改正等)	市民・事業関係者・団体等からのこれまでの主な意見
不服申立て等があった場合は人事行政の公平さを確保するため、日頃の研修等で公平審理の資質の向上を図っていく必要がある。	

7. 担当室による点検 [事務事業をより良く(最適化)するために]

(1) 協働の取組(「新しい公」の推進)		備考欄
協働等は実践していますか 実践していない(適当ではない)(へ) ▼	協働等の主な相手先について ▼	研修などにより研鑽を積み、専門性をより高めていく。
協働等の主な形態について(現在および今後の可能性) ▼	協働等の今後の取組について 市が直接実施 ▼	
(2) (現在の事業費の範囲で) 効果を高める方法や工夫等を、さらに図ることができますか 検討の余地がある(現在考えられる方法・工夫等があれば、備考欄へ記載) ▼		
(3) 事業効果を一層高めるため、他の事務事業との連携や統合を図ることができますか 現在の手法が妥当であり、連携や統合は困難である ▼		
(4) 新たな財源確保や事業に係る負担の見直し等を、さらに図ることができますか 新たな財源確保、事業に係る負担の見直しは困難である ▼		
(5) その他、有効性や効率性を高めるための工夫や取組を図ることができますか 検討の余地がある(現在考えられる方法・工夫等があれば、備考欄へ記載) ▼		ある程度の専門性のある研修会や情報収集等をすすめ、公平審理のスキルアップを図る。

8. 今後の事務事業の方向(点検を踏まえた担当室による内部評価)

総合評価(事業の展開方法)	特記事項
継続(現行どおり)(理由 (2)へ) ▼	公平審理業務は非常勤の公平委員により審理が行われる。業務の趣旨から評価の視点がなじまない部分がある。
(1) 短期的な(平成22年度)事務事業の工夫・改善など	
(2) 継続(現行どおり)の理由、中長期的な(平成23年度以降)事務事業の工夫・改善など 引き続き、基本目標を視点に審理を行う。	